

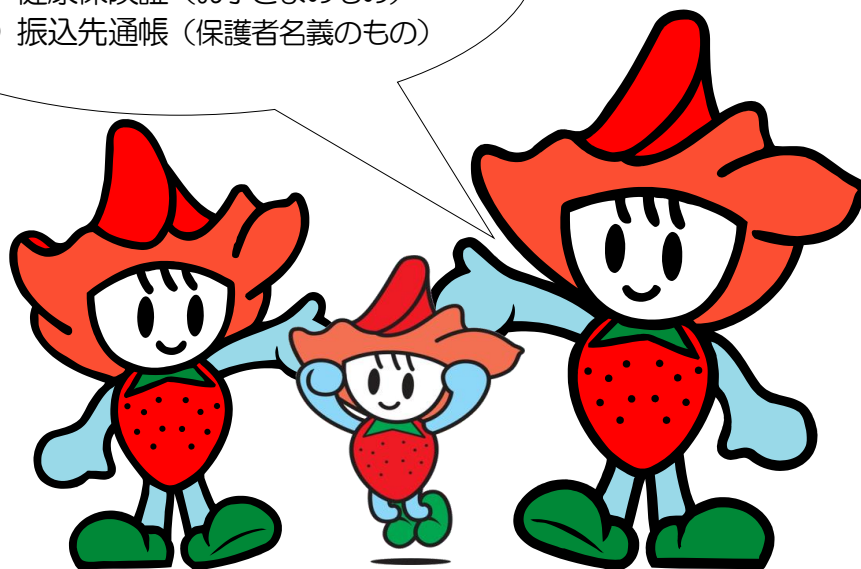
助成対象者のみなさまへ

こども医療費 助成のご案内

資格登録の申請をしてください。
受給資格者証を交付します。

手続きに必要なもの

- 健康保険証（お子さまのもの）
- 振込先通帳（保護者名義のもの）



お問い合わせは…

鹿沼市 こども未来部 子育て支援課
こども給付係

鹿沼市今宮町1688-1
Tel 0289-63-2172



R3.2版

1. 助成制度の内容について

生まれた日から中学校3年生までのお子さまを対象に、病気やケガなどでお医者さんにかかった場合、医療費の自己負担額を市が助成します。

※転入者は転入日から助成対象となります。

※市外へ転出される場合は、転出日の前日までが助成対象となります。

鹿沼市の受給資格者証は使用できなくなりますので返還してください。

(以降の助成につきましては、新しく転入する市区町村にご確認ください。)

2. 助成の対象となるもの

医療機関(病院・薬局・歯医者・整骨院等)で、保険診療を受けて支払った医療費の自己負担分

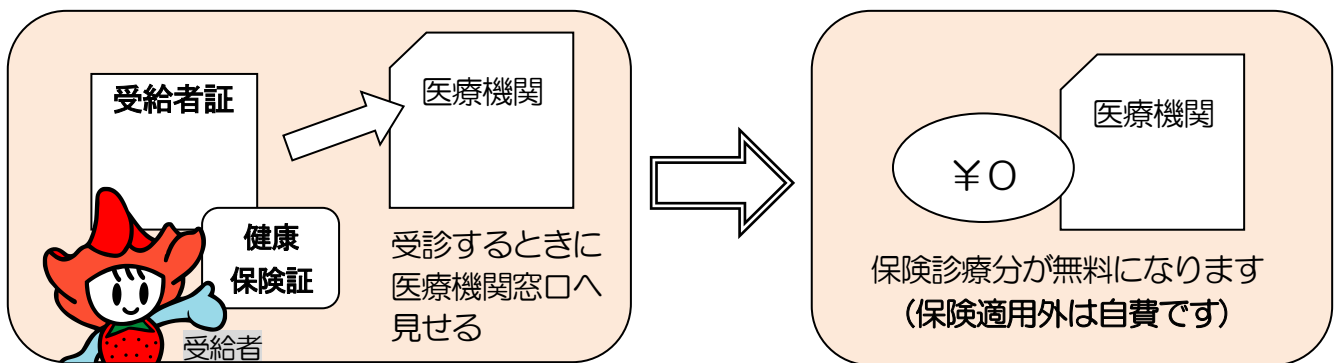
※健康保険が適用とならないもの(選定療養費、予防接種、薬の容器代等)や入院時食事療養費本人負担分、学校管理下(幼稚園・保育園も含む)のケガなどで、スポーツ振興センターが実施する災害共済給付制度の給付を受けた医療費は助成の対象外です。

3. 助成の方法

①現物給付…保険診療分の医療費が無料で受診できます。

栃木県内の医療機関等を受診する際、受給資格者証とお子さまが加入している健康保険証を提示すれば、保険診療分の医療費が無料で受診できます。

助成のながれ

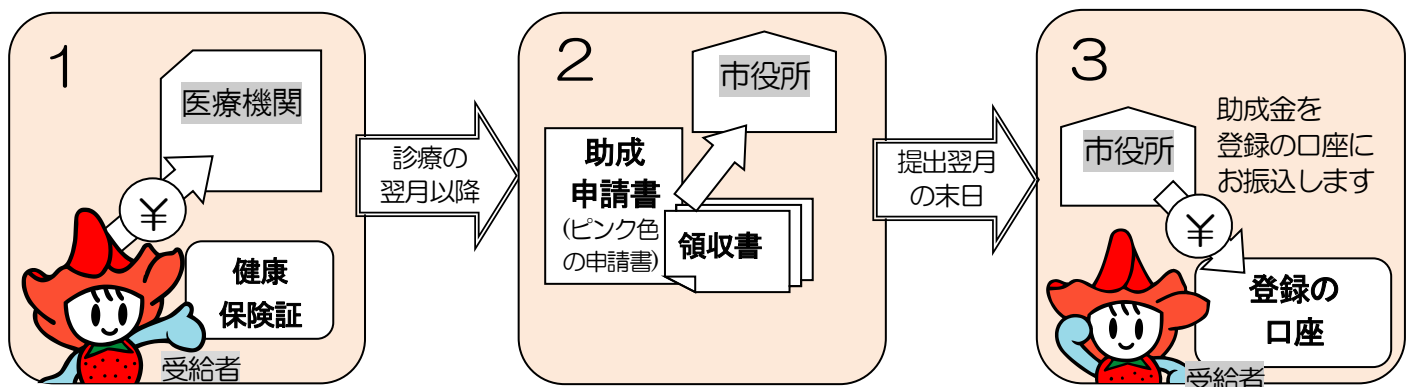


②償還払い…医療機関に医療費を支払い、市役所に申請します。

受診する際に、受給資格者証の提示がない場合や、栃木県外の医療機関を受診した場合、医療費を支払った後に『子ども医療費助成申請書』にて申請してください。

※高額療養費、付加給付金等他の制度で支給される金額がある場合には、その額を差し引いた金額を助成します。詳細は「5. 高額療養費に該当したとき」をご覧ください。

助成のながれ



- (1) 健康保険証を医療機関窓口へお見せください。請求された医療費をお支払いください。
- (2) 診療月の翌月以降にこども医療費助成申請書の『申請者記入欄』を記入し、医療機関発行の領収書（氏名、保険点数、負担割合などがくわしく記載してあるもの）と一緒に提出ください。一度提出された領収書はお返しいたしません。領収書原本の返却をご希望の方は、コピーをとっていただき、原本とコピーを両方お持ちください。原本に受理済スタンプを押してお返しします。
- (3) 助成申請書を受付けた翌月末に、登録してある口座に助成金を振り込みます。通帳には「カヌマシ（コドモイリョウヒ）」と印字されますのでご確認ください。

● 申請書の提出先

- ・市役所子育て支援課窓口
- ・各地区のコミュニティセンター
- ・郵送でも結構です（郵送料は自己負担）

◆◇◆提出前のチェックポイント◆◇◆

○ 記入もれはないですか？

⇒助成申請書の裏面記入例をご覧ください。

○ 領収書や証明は診療月の翌月から1年以内の診療分ですか？

（例：4月診療分の申請有効期間は、翌月の5月から翌年の4月までです）

⇒診療月の翌月から1年以内であれば、領収書や証明をまとめて提出できます。

○ 保険診療の領収書ですか？

⇒健康保険が適用とならないもの（選定療養費、予防接種、薬の容器代等）や入院時食事療養費本人負担分、学校管理下（幼稚園・保育園も含む）のケガなどで、スポーツ振興センターが実施する災害共済給付制度の給付を受けた医療費は助成の対象外です。

○ 領収書の添付方法

⇒のり付けせず、ホチキス等のはずせるもので添付してください。

○ 申請書の枚数は足りていますか？

⇒医療機関（病院・薬局・歯医者・整骨院）ごと・お子さまごとに申請書が1枚ずつ必要です。申請書は市役所、コミュニティセンターなどに置いてあります。

⇒鹿沼市ホームページから申請書をダウンロードすることができます。

○ 高額療養費・付加給付に該当していませんか？

⇒「5. 高額療養費に該当したとき」をご覧ください。

○ 領収書の原本をお預かりしても大丈夫ですか？

⇒一度提出された領収書はお返しいたしません。領収書原本の返却をご希望の方は、原本とコピーの両方をお持ちください。原本に受理済スタンプを押してお返しします。

※注意していただくこと

◇詳細な記載がない領収書のときは、助成申請書に医療機関で保険点数の証明を受けてください。証明を受けるときは、申請者記入欄を記入してから、診療翌月の10日以降に依頼してください。証明手数料がかかる場合もあります（証明手数料は助成対象外です）。

◇郵送で提出するときには、連絡の取れる電話番号を必ず記入してください。

領収書は原本を同封してください。領収書の返却を希望される方はその旨を書き添えて、領収書の原本とコピー・返信用の切手も同封してください。

◇学校等で加入している災害共済給付制度の給付を受けた医療費は対象外となります。

◇医療費助成を受けたものは、確定申告の際の医療費控除の対象にはなりません。

※申告される方は、領収書の原本が必要となります。こども医療費助成申請の際には原本とコピーを両方お持ちください。原本に受理済スタンプを押してお返しします。

4. 資格内容変更届

受給資格者・住所・氏名・加入保険・振込口座などに変更があったときは、変更届の提出が必要です。

- 提出先 市役所子育て支援課窓口または各地区のコミュニティセンター
- 必要なもの 受給資格者証・お子さまの健康保険証（保険変更の場合）等

5. 高額療養費に該当したとき

高額療養費支給決定通知を助成申請書と一緒にご提出ください。

高額療養費とは？

1か月の保険診療自己負担額が、決められた限度額を超えると、その超えた分が**高額療養費**として加入している健康保険から支払われます。

●限度額

- ・非課税世帯 35,400円
- ・課税世帯 57,600円以上

（所得によって限度額が4段階に分かれます。限度額がいくらなのか、高額療養費に該当するかはご加入の保険組合へお問い合わせください。）

●高額療養費の手続方法

加入保険	手続方法
鹿沼市国民健康保険	鹿沼市保険年金課より通知が届きますので手続きしてください。 ※支給額は担当係で確認するので決定通知の添付は不要です。
社会保険・国民健康保険（鹿沼市以外）	勤務先に請求してください。高額療養費支給決定通知が発行されます。 ※保険によって、請求が必要な場合と、自動的に支払われる場合があります。 勤務先または加入の健康保険組合にご確認ください。

※ 「限度額適用認定証」を使用すると、高額療養費に該当したときに、医療機関窓口での支払いが自己負担限度額までになります。事前の手続きが必要ですので、詳しくは勤務先またはご加入の健康保険組合にお問い合わせください。

※ 健康保険組合によって、高額療養費とは別に、自己負担額が一定額以上になると付加給付が支給されることがあります。その場合は、付加給付の支給決定通知もご提出ください。

6. 健康保険加入前に医療費を10割負担した場合やコルセット等を作った場合

- ① かかった医療費の7割か8割が加入している健康保険から支払われますので、健康保険組合に療養費支給の申請をしてください。
- ② 「療養費支給決定通知」が届いたら、その通知・医療機関の領収書・助成申請書を一緒に提出してください。コルセット等の場合も同様です。